

事務連絡  
令和4年4月20日

大阪市計画調整局建築指導部建築確認課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物に対する  
建築基準法第85条第6項の適用について

平素より建築行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

国際的な規模の会議又は競技会の用に供することその他の理由により1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等については、特定行政庁が、安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認める場合に、建築基準法第85条第6項の規定に基づく許可の対象とすることができます。

大阪・関西万博に関連して建築される仮設建築物について、例えば、特定行政庁である大阪市が参画する国家戦略特別区域会議において、公益上やむを得ないものとしてあらかじめ区域計画に位置づけ、内閣総理大臣の認定を受けた場合には、同項に規定する「公益上やむを得ない」ものとして取り扱う対象とすることも考えられますので、適切にご判断いただきますようお願いいたします。

なお、区域計画に位置づけのない仮設興行場等についても、「公益上やむを得ない」と判断することは可能ですので、ご留意いただきますようお願いいたします。

**【問合せ先】**

国土交通省住宅局建築指導課

亀元・松田

TEL：03-5253-8513